【Ⅰ．申請者本人が手続を行う場合】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号確認 | 身元確認　**※１** | |
| □マイナンバーカード（1枚で番号確認及び身元確認を行うことができます。） | | |
| □通知カード  又は  □マイナンバーが記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書 | **【１点で確認を行うことができるもの】**  □運転免許証　　□旅券　　　□運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）  □身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（写真付きのものに限る）、療育手帳  □在留カード、特別永住者証明書　　□住民基本台帳カード（写真付きのものに限る）  □官公署又は個人番号利用事務実施者若しくは個人番号関係事務実施者から発行された写真付き身分証明書、写真付き資格証明書（①氏名、②生年月日又は住所、③写真が掲載されているもの。） | |
| **【２点で確認を行うことができるもの】※２** | |
| **①** | □社員証、職員証（氏名、生年月日及び写真付きのものに限る） |
| **②** | □国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証  □健康保険日雇特例被保険者手帳　□児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書  □国家公務員共済組合、地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証  □住民基本台帳カード（写真なし）  □医療費受給者証（重度心身障害者医療費受給資格証、自立支援医療受給者証（精神通院）、  特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証）  □精神障害者保健福祉手帳（写真なし）　□年金手帳  □医療保険者が発行する限度額適用認定証又は高齢受給者証  □地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書（**※３**）  □納税証明書（自動車税、軽自動車税、個人住民税、消費税及び地方消費税　等）（**※３**）  □印鑑登録証明書（**※３**）　□戸籍の附票の写し（謄本又は抄本も可）（**※３**）  □住民票の写し、住民票記載事項証明書（**※３※４**）　□母子健康手帳  □感染症医療費公費負担決定通知書  □恩給証書、遺族給与金証書、年金証書（障害年金、遺族年金　等）  □源泉徴収票（給与所得、退職所得、公的年金　等）  □その他官公署又は個人番号利用事務実施者若しくは個人番号関係事務実施者から発行された身分証明書、資格証明書（①氏名、②生年月日又は住所が掲載されているもの。） |

※１　申請書等の添付書類として、戸籍の附票の写し（謄本又は抄本も可）若しくは住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出する場合は、「身元確認」の書類の１つとして活用できます。戸籍の附表の写し（謄本又は抄本も可）及び住民票の写し又は住民票記載事項証明書のいずれも申請書等へ添付する場合は、「身元確認」の書類の提示は不要です。

※２　①と②からそれぞれ１点ずつ持参ください。①を所持していない場合は、②から２点を持参ください。

※３　発行後３ヶ月以内のものを持参ください。

※４　「番号確認」の書類に住民票（番号付き）を使用した場合には、「身元確認」の書類として使用することはできません。

※５　本人確認に使用できる書類は、原則として有効期間内のものに限ります。

【Ⅱ．代理人が手続を行う場合】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 代理権の確認 | 代理人の身元確認 | | 本人の番号確認 |
| **法定代理人の場合**  □戸籍謄本  又は  □その他その資格を証明する書類  **任意代理人の場合**  □委任状  **上記書類が提示できない場合**  □本人しか持ち得ない書類の提出（例：マイナンバーカード、健康保険証、運転免許証） | **【１点で確認が行うことができるもの】**  □マイナンバーカード　　　□運転免許証　　　□旅券  □運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）  □身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（写真付きのものに限る）、療育手帳  □在留カード、特別永住者証明書　□住民基本台帳カード（写真付きのものに限る）  □官公署又は個人番号利用事務実施者若しくは個人番号関係事務実施者から発行された写真付き身分証明書、写真付き資格証明書  （①氏名、②生年月日又は住所、③写真が掲載されているもの。） | | □本人のマイナンバーカード又はその写し  □本人の通知カード又はその写し  □本人のマイナンバーが記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書又はその写し |
| **【２点で確認を行うことができるもの】※１** | |
| **①** | □社員証、職員証（氏名、生年月日、写真が掲載されているもの） |
| ② | □国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証　　□健康保険日雇特例被保険者手帳  □児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書  □国家公務員共済組合、地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証□戸籍の附票の写し（謄本又は抄本も可）（**※２**）  □住民基本台帳カード（写真なし）  □医療費受給者証（重度心身障害者医療費受給資格証　、自立支援医療受給者証（精神通院）、特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証）  □精神障害者保健福祉手帳（写真なし）　□年金手帳  □医療保険者が発行する限度額適用認定証又は高齢受給者証  □地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書（**※２**）  □納税証明書（自動車税、軽自動車税、個人住民税、消費税及び地方消費税　等）（**※２**）  □印鑑登録証明書（**※２**）　□戸籍の附票の写し（謄本又は抄本も可）（**※２**）  □住民票の写し、住民票記載事項証明書（**※２※３**）　□母子健康手帳  □恩給証書、遺族給与金証書、年金証書（障害年金、遺族年金　等）  □源泉徴収票（給与所得、退職所得、公的年金　等）  □官公署又は個人番号利用事務実施者若しくは個人番号関係事務実施者から発行された身分証明書、資格証明書（①氏名、②生年月日又は住所が掲載されているもの。） |

※１　①と②からそれぞれ１点ずつ持参ください。①を所持していない場合は、②から２点を持参ください。

※２　発行後３ヶ月以内のものを持参ください。

※３　「番号確認」の書類に住民票（番号付き）を使用した場合には、「身元確認」の書類として使用することはできません。

※４　本人確認に使用できる書類は、原則として有効期間内のものに限ります。